



恵那市地域クラブ ENAJOY ガイドライン

2026年1月

恵那市教育委員会

目次

恵那市地域クラブの目的

設立の背景	…	3
目的	…	3
方針	…	3



認定地域クラブの運営

1 目指す姿	…	4
2 加入対象	…	4
3 申請、登録	…	4
4 規約の策定	…	4
5 運営組織	…	5
6 代表者と指導者及び会計責任者の役割	…	5
7 活動計画及び実績報告の作成	…	6
8 活動時間及び休養日の設定	…	6
9 事故防止及び健康管理	…	6
10 コンプライアンスの遵守	…	7
11 保険の加入	…	7
12 施設利用	…	7
13 大会参加	…	8
14 広報の協力	…	8
15 会費	…	8
16 諸機関との連携	…	8

市地域クラブの運営

1 組織	…	9
2 方針、計画、運営の統括	…	9
3 設立及び退会等の事務	…	9
4 設立支援	…	9
5 運営支援	…	10
6 代表者、指導者への研修の実施	…	10
7 広報	…	11
8 関係団体との連携	…	11
9 問題への対応	…	11



中学校の役割

1 情報提供	…	12
2 認定地域クラブとの連携	…	12
3 施設、備品の使用許可	…	12
4 広報の協力	…	12
5 生徒の大会参加	…	12

恵那市地域クラブの目的

設立の背景

- ◆ 生徒数の急激な減少
生徒の人数が少なくなり単一の中学校でチームを編成することやさまざまな種類の部活動を行うことが困難になっている。
- ◆ 生徒の求めるものの多様化
「競技力を高め大会出場をめざしたい」「気軽に友達と楽しく活動したい」「学校、年齢の異なる人と交流して新しい人間関係を築きたい」など、部活動やクラブ活動に求めるものが多様になってきている。
- ◆ 専門指導者の確保と養成
中学校の教員の多くは、専門外で部活動顧問を担当している。また指導者の資格認定費用が高額になってきている。さらに指導者をしている保護者の中には我が子の卒業とともに退くなど、後継指導者がいない種目もみられる。
- ◆ 保護者の負担
生徒が部活動やクラブ活動に参加することで保護者は、用具の購入や大会参加費など経済的な負担、生徒の送迎や役員、手伝いなどの時間や労力の負担をしている。活動を支える保護者が少なくなり、個々の保護者の負担が増える傾向にある。
- ◆ 世代間交流を促すスポーツ、文化・芸術活動
生徒のクラブ活動とシニア世代のクラブ活動は、活動の目的や時間などの違いから別々に活動してきた。シニア世代の地域人材を見出し、世代間の交流を促すなど、世代をつなぐ新たなクラブ活動を構築することが求められている。

目的

生徒が将来にわたって継続的に安心かつ安全に
スポーツ、文化・芸術活動に親しみ、自らの可能性を広げる

方針

- ◇ 教育委員会が主導して、スポーツ、文化・芸術に関わる諸団体と連携して、生徒がスポーツ、文化・芸術活動に親しむ環境を段階的に整える。
- ◇ 生徒が校区を越えて「やりたい」スポーツ、文化・芸術活動にすすんで参加できる環境を整える。
- ◇ 生徒が安心、安全にスポーツ、文化・芸術活動を続けられるよう、指導者、保護者を対象とした研修や支援ができる環境を整える。
- ◇ 現在活動している保護者クラブ等の活動を継続し、持続可能なクラブ運営ができる環境を整える。

認定地域クラブの運営

恵那市地域クラブの方針の趣旨に同意し、教育委員会の認定を受けたそれぞれの団体を「認定地域クラブ」として、次の3つの姿を目指し以下の項目に基づいて運営する。

1. 目指す姿

- (1) 生徒が、さまざまな体験や交流を通して豊かな人間関係を築き、自らの可能性を広げる。
- (2) 生徒が、スポーツや文化・芸術活動を生涯にわたって楽しみ、愛好できる基盤を作る。
- (3) 生徒が安心、安全にスポーツ、文化・芸術活動を続けられるよう、指導者、保護者が交流を深め、新たな知見に基づく指導、支援ができるよう研修を行う。



2. 加入対象

- (1) 市内在住、在籍の中学生
恵那市在住の中学生もしくは市内中学校に在籍する生徒を中心に活動している。
- (2) 小学生、高校生、社会人、他市の中学生の参加
(1)の中学生を中心に活動していて、クラブの方針に即して市内外の小学生や中学生、高校生、社会人が活動している。

3. 申請、認定

- (1) クラブは、教育委員会に認定申請を行い、審査を経て認定される。
- (2) 認定は、年度ごとに更新する。
- (3) 認定された認定地域クラブは、年度途中で終了することなく1年間活動する。

4. 規約の策定

- (1) 規約として「運営組織(代表者・指導者・会計責任者の位置づけ)」「活動内容と計画」「会費」「定員」「入退会の方法」「その他必要な事項」を定める。
- (2) 前項(1)の規約を公表するとともに、それに則り運営を行う。

5. 運営組織

(1) 構成

代表者、指導者、会計責任者を各1名以上で構成する。会計責任者を代表者と兼ねることができる。原則、学生のみで構成することはできない。必ず生徒の保護者が運営に関わる。

(2) 法令遵守

認定地域クラブは、本ガイドライン及び関係法令に基づいた運営を行う。

(3) 生徒の意思の尊重

認定地域クラブは、生徒の意思を尊重して運営を行う。入退会について、生徒の意思を尊重する。

(4) 合意による運営

代表者及び指導者の健康や生活等に支障がないよう意思を尊重し、合意に基づく運営を行う。

(5) 教育委員会の指導等の遵守

教育委員会より示される指導、助言、通達等を遵守し、活動および運営を適切に行う。

6. 代表者、指導者及び会計責任者の役割

(1) 代表者の役割

代表者は学生を除く18歳以上とし、以下の役割を担う。

- ① 教育的意義をふまえた運営と会員の管理を行う。
- ② 事業計画書及び事業報告書を作成し、教育委員会に提出する。
- ③ 会費の設定と管理を行う。
- ④ 活動場所、施設、備品等の予約と調整を行う。
- ⑤ 教育委員会主催の講習または研修会に参加する。

(2) 指導者の役割

指導者は高校生を除く18歳以上とし、以下の役割を担う。

- ① 教育的意義をふまえた指導を行う。
- ② 教育委員会主催の講習または研修会に参加する。
- ③ 指導者を対象とした研修会に毎年1回以上参加する。
- ④ 岐阜県教育委員会が主催する「地域クラブ指導者研修会」に4年に1度、受講し認定証を受ける。
- ⑤ 専門的な指導を行う場合は、日本スポーツ協会主催の「地域クラブ指導者育成研修」や、日本スポーツ協会公認資格の養成講習会などに参加し資格取得に努める。

(3) 会計責任者の役割

会計責任者は学生を除く18歳以上とし、以下の役割を担う。

- ① 会費の徴収及び支出、通帳の管理を行う。
- ② 収支予算書及び収支決算書を作成し、教育委員会に提出する。

7. 活動計画及び実績報告の作成

(1) 活動計画

年間の活動計画、収支予算書を提出する。計画には、活動日時、場所、休養日、参加予定大会等を示す。生徒の希望に応じた計画にできるよう努める。

(2) 実績報告

年度末に、活動実績、収支決算書を提出する。

8. 活動時間及び休養日の設定

(1) ガイドラインに即した設定

活動時間、休養日については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)を参照する。

(2) 活動時間と活動間のインターバル

活動時間は、年間平均して週当たり11時間程度とする。練習終了時間から学校の始まるまでのインターバル時間を11時間程度確保する。

(3) 休養日

休養日を週当たり2日以上設ける。できる限り土、日のうち1日を休養日に設定する。大会等により活動が連続する期間がある場合は、連続して休養できる期間を設ける。

(4) 生徒の実情に即した計画

中学校の定期考査前の1週間、学校行事当日及びその前後においては、生徒の実情に応じて活動を考慮する。

(5) 意思の尊重

生徒本人の意思を尊重し、参加を強制しない。

9. 事故防止及び健康管理

(1) 安全確保

活動の安全確保のため、施設、道具などの安全点検を行う。また活動時間及び活動場所の温度・湿度を含む気象情報を必ず確認し、安全確保のため活動時間や場所の変更、中止などについて適切に判断する。

(2) 健康管理

生徒自身が体調を把握し健康管理を行う。代表者、指導者は生徒の健康状態に応じて活動時間、方法など設定し適切に対応する。

(3) 安全対策

スポーツ庁の「ここスポ スポーツ活動時の安心、安全対策」を参照し、活動内容に応じた安全対策を行う。

(4) 事故防止と緊急対応

日本スポーツ振興センターが発行する「スポーツ事故防止ハンドブック」「スポーツ事故対応ハンドブック」をもとに代表者だけでなく参加者すべてが緊急時に速やかな救護措置ができるようにする。

10. コンプライアンスの遵守

(1) 人権尊重の運営

地域クラブに関わる全ての者は、互いの人権を尊重して運営、活動を行う。

(2) ハラスメント等の根絶

地域クラブに関わる全ての者は、体罰、暴言、ハラスメント等は、許されない行為であることを共通の認識としてもち、根絶するための取り組みを行う。

(3) 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」を遵守する。活動によって知り得た個人情報を漏洩することなく、適正に取り扱う。

(4) 画像利用の制限

参加者は、個人が特定できる画像をSNS等に無断で掲載しない。

(5) 問題の早期発見、解決

認定地域クラブの活動におけるいじめ、体罰、ハラスメントの問題を早期に発見し、教育委員会、中学校など関係機関に情報提供や相談をして解決に努める。

11. 保険の加入

(1) 個人賠償責任保険の加入

代表者、指導者は、個人賠償責任保険に加入する。

(2) スポーツ安全保険の加入

代表者、指導者や生徒は、自身のけが等を補償するスポーツ安全保険に加入する。

12. 施設利用

(1) 拠点練習場の登録

生徒が活動する拠点練習場所を1か所登録する。

(2) 施設、備品の使用許可

小、中学校、教育委員会と協議の上、許可された施設、備品を利用できる。備品の破損等については、使用者が弁済することを原則とする。

(3) 部庫の使用許可

中学校、教育委員会と協議の上、部庫の利用ができる。利用する部庫の物品や施錠等の管理を責任もって行う。但し、他の認定地域クラブと希望が重複する場合は抽選とする。

(4) 施設、備品、部庫の共同利用

中学校、教育委員会と協議の上、施設、備品、部庫を共用して利用できる。施設、備品、部庫の破損については、使用者が弁済することを原則とする。物品や施錠等の管理を使用者が責任もって行う。

13.大会参加

(1) 中学校体育連盟主催大会への参加

中学校体育連盟主催大会への参加を希望する場合、中学校もしくは岐阜県中学校体育連盟事務局に問い合わせ、必要な手続きを行う。参加の条件によっては、生徒の大会参加が限定されるため、関係クラブ等と連絡調整を行う。

(2) 吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加

吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する場合は、中学校もしくは岐阜県吹奏楽連盟に問い合わせ、必要な手続きを行う。

(3) その他の大会への参加

クラブの責任において参加する。

14.広報の協力

(1) 体験会等の開催

参加希望者を対象とした体験等を行い、活動の様子を十分に伝える。

(2) 情報提供

市、教育委員会からの広報に関わる情報提供に協力する。

15.会費

(1) 低廉な会費

保護者の理解を得ながら、可能な限り低廉な会費を設定する。

(2) 適切な会計処理

公正かつ適切な会計処理に努める。

16.諸機関との連携

(1) 教育委員会、中学校、スポーツ連盟、文化振興会などの諸機関と連携し円滑な運営を行う。

(2) 運営の透明性を確保するため、情報開示を適切に行う。



市地域クラブの運営

1. 組織

- (1) 中学校、中学校 PTA、スポーツ、文化・芸術に関わる各種団体、有識者などによる「恵那市地域クラブ運営委員会」(仮称)を組織する。
- (2) 事務局を教育委員会に設置する。

2. 方針、計画、運営の統括

- (1) 恵那市地域クラブ運営委員会(仮称)の設置
「恵那市地域クラブ運営委員会」(仮称)を設置し、活動状況や生徒たちのニーズを検討して、ガイドラインの改訂を提言する。
- (2) 担当者会
認定地域クラブ代表者と事務局の担当者会を必要に応じて実施する。

3. 認定及び退会等の事務

- (1) 認定
クラブの規約、収支予算書等を取りまとめ、認定の手続きを行う。
- (2) 認定の制限
 - ① 方針に基づき政治的中立、宗教的中立の観点から宗教的活動や勧誘、もしくは政治的活動や勧誘を目的とするクラブは認定しない。
 - ② 営利を目的とするクラブは認定しない。
 - ③ 家族、親族のみで構成するクラブは認定しない。
 - ④ 他市町村の登録を受けているクラブは認定しない。
- (3) 退会
退会届により退会の手続きを行う。
- (4) 認定地域クラブの一覧作成
認定地域クラブの一覧を作成しホームページなどで公開する。

4. 設立支援

- (1) 設立相談
クラブの設立や合併、合同化などの相談にのり、適切な運営ができるよう支援を行う。
- (2) 保険加入促進
認定地域クラブの代表者、指導者や生徒の怪我やトラブル等を補償するスポーツ安全保険や個人賠償責任保険の加入を義務付ける。

5. 運営支援

- (1) 拠点練習場所の調整（新規）
中学校または小学校の施設を拠点練習場所とした場合、利用できるよう調整を行う。
- (2) 施設利用料の減免（既設）
「恵那市公の施設の使用料減免取扱規則」に定められた施設を利用する場合、使用料、夜間照明及び冷暖房費を減免する。
- (3) 施設、備品の使用調整（新規）
中学校または小学校の施設及び備品の使用について、学校と相談して利用調整し、適切な管理を促す。
- (4) 部庫使用調整（新規）
拠点練習場の利用部庫を決定し、適切な管理を促す。
- (5) 熱中症や雷の対策機器及び AED の設置（新設・既設）
拠点練習場所に暑さ指数計、雷探知機を設置して安全指導を促す。また AED の設置位置を明示し、緊急時の迅速な対応を促す。
- (6) 指導者、審判員への補助（既設）
指導者及び審判員の講習、資格取得に関わる費用の一部を別記の通り補助する。
- (7) 中学校体育連盟主催大会及び吹奏楽連盟主催のコンクール参加費用の補助（既設）
中学校体育連盟主催大会及び吹奏楽連盟主催のコンクールの上位大会に出場する場合、別記の通り、経費を補助する。
- (8) 激励金交付（既設）
「恵那市エーナアスリート激励金交付要綱」に基づき交付する。
- (9) 運営の補助（新規）
認定地域クラブの運営に関わる消耗品等について補助する。
- (10) 相談（新規）
認定地域クラブの活動におけるコンプライアンスに関わる問題の相談にのり、適切な運営ができるよう支援を行う。

6. 代表者、指導者への研修の実施

- (1) 研修実施
認定地域クラブ代表者、指導者を対象としたスポーツマネジメント、ハラスメント防止等の研修を年 1 回は実施する。
- (2) 講習、研修の案内
県が主催する指導者講習会の案内を行い、認定地域クラブ指導者、代表者の参加を促す。

7. 広報

- (1) 認定地域クラブの入会募集のチラシの掲示、配布を支援する。
- (2) 認定地域クラブの入会募集について小学校や中学校に連絡し、協力を依頼する。
- (3) 認定地域クラブの入会募集や活動の様子を市広報や報道機関に提供する。

8. 関係団体との連携

- (1) 「恵那市地域クラブ運営委員会」(仮称)において、中学校、中学校 PTA などスポーツ、文化・芸術に関わる各種団体と情報共有し、認定地域クラブの運営が円滑にできる体制を整える。
- (2) スポーツ、文化・芸術活動の推進に関わる諸団体に情報を提供し、市地域クラブの地域展開を促進する。

9. 問題への対応

(1) コンプライアンス違反の対応

認定地域クラブにおいて体罰、ハラスメント等のコンプライアンス違反が確認された場合は、教育委員会に通告し、関係機関と連携して生徒の保護を最優先に必要な措置を講ずる。また、生徒が相談できる窓口を設けるとともに、様々な相談窓口を案内する。

(2) 登録の取り消しと補助金の返還

認定地域クラブが、本ガイドラインに定めた事項を遵守せず、教育委員会の指導に従わない場合は登録を取り消す。また恵那市補助金等交付規則にもとづき、補助金の返還を求める。



中学校の役割

1. 情報提供

- (1) 認定地域クラブに行事予定、中学校体育連盟の活動、伝染病などの情報を必要に応じて提供する。
- (2) 認定地域クラブに登録した生徒の情報について、保護者の了解のもと必要に応じて認定地域クラブに提供する。

2. 認定地域クラブとの連携

- (1) 認定地域クラブの代表者、指導者の情報を共有する。
- (2) クラブ活動中の生徒指導上の問題(コンプライアンスに関わる問題)について、早期発見、早期対応に協力する。

3. 施設、備品の使用許可

- (1) 認定地域クラブの施設及び備品の利用について協議しできる限り協力する。
- (2) 認定地域クラブの施設及び備品の破損等が確認された場合は、速やかに教育委員会に連絡する。

4. 広報の協力

- (1) 多くの生徒がクラブ活動に参加できるよう、認定地域クラブの入会案内や活動の広報に協力する。
- (2) 報道関係者による認定地域クラブの取材について、場所の提供など協力する。

5. 生徒の大会参加

- (1) 認定地域クラブの生徒が大会等の参加のため欠席する場合、保護者の申請により公休となるよう配慮する。

